

令和3年第3回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和3年3月30日（火）午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教育長 清正浩 靖 委員 本間正江 委員 名島啓太 委員 齋藤邦彦 委員 阿良田由紀 委員 長谷川みどり
事務局職員	教育振興部長 教育指導課長 子ども未来部長 保育課長 教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) 教育総合相談センター所長 子ども未来部参事 (子ども未来課長) 子ども家庭支援センター所長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	13号	東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	承認
2	14号	東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	承認
3	15号	東京都北区教育委員会会議規則の一部を改正する規則	承認
4	16号	幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
5	17号	幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則	承認
6	18号	学校職員服務取扱規程の一部改正	承認
7	19号	東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園処務規程の一部改正	承認
8	20号	東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について	承認
9	21号	東京都北区立滝野川北保育園の指定管理者の指定について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
10	18号	北区特別支援教育評価委員会における検討結果について	了承
11	19号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和3年第3回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和3年3月30日(火) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。

これより、令和3年第3回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第13号議案「東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」日程第2、第14号議案「東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」及び日程第3、第15号議案「東京都北区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」を一括して議題に供します。

教育政策課長から説明をお願いします。

教育政策課長

それでは、まず、第13号議案から説明をさせていただきます。事務局処務規則の一部を改正する規則でございます。

2ページまでお進みのうえ、説明欄をごらんください。

令和3年度の組織改正等に伴う所要の規定整備を行うため、この規則案を提出するものでございます。

3ページに新旧対照表を掲げてございます。こちらにつきましては、児童発達支援センターの開設に伴うもの及び指定管理園になりました志茂保育園についての規定を削除するというものでございます。

1ページをお願いいたします。付則です。この規則は令和3年4月1日から施行するものでございます。

続いて、第14号議案をごらんください。教育委員会公印規則の一部を改正する規則でございます。

4ページの説明欄をごらんください。電子計算組織による公印の印影の打ち出しについて規定するほか、令和3年度の組織改正に伴う所要の規定整備を行うため、この規則案を提出するものでございます。

5ページから7ページにかけて、新旧対照表を添付しております。

中身でございますけれども、パソコンから公印の刷り込みが行われた文書を印刷することについて、区長部局と合わせる形で規定の整備を行うものでございます。

4ページ、付則です。この規則は、令和3年4月1日から施行いたします。

最後に、第15号議案、教育委員会会議規則の一部を改正する規則でございます。

3ページまでお進みください。3ページ、説明欄です。教育委員会の会議について、映像等の送受信による通話の方法による出席の特例を設けるとともに、関連規定の整備を行うため、この規則案を提出するものでございます。

4ページ、5ページに新旧対照表を掲げております。

まず、第3条では、教育委員会にオンラインで参加した場合に、教育委員会へ出席したと取り扱うための規定です。続く1号から3号まで出席できる場合のケースを掲げてございます。

次の第15条につきましては、出席する関係職員について規定をしております。

第22条は、表決の参加です。これまでは、委員のみ出席者と示してございました

が、こちらに教育長を加え、出席者を明確にしたものでございます。

第24条です。こちらが採決の方法でございますけれども、第2項最後、教育長が順次委員の賛否を求めて、その多少を認定し、可否を決するというものでございます。オンラインによる採決時に、態度の賛否について疑義が生じないように明確にするというような意味から、このような方式とさせていただきます。

それから、第27条第2項でございますけれども、こちらは、オンラインで出席した旨を議事録に記載をするという趣旨で、改正をするものでございます。

3ページにお戻りください。3ページ中段、付則でございます。この規則は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、雑駁ですが説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長 ありがとうございます。3件の議案について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。それでは3件の議案に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議なしと認め、第13号議案、第14号議案及び第15号議案は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第4、第16号議案「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」日程第5、第17号議案「幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」及び日程第6、第18号議案「学校職員服務取扱規程の一部改正」を一括して議題に供します。教育指導課長から説明をお願いします。

教育指導課長 では、まず、第16号、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。

議案書の1ページの説明欄をご覧ください。幼稚園教育職員の欠勤に伴う給与減額の記録方法を、原則として給与減額整理簿の作成からシステムへの入力に改めるため、この規則案を提出いたします。

2ページの参考資料、新旧対照表をご覧ください。現場でも幼稚園教育職員の給与を減額する際には、システムへの入力により行っておりますので、規定を実情に合わせる形となり、区長部局においても同様の改正を行います。

では、1ページにお戻りいただき、付則をご覧ください。この規則は、区長部局の規則改正と合わせて、令和3年4月1日から施行いたします。

次に、第17号、幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。

議案の1ページの説明欄をご覧ください。幼稚園教育職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の規定による感染を防止するための報告等で、正規の勤務時間に勤務しない場合の給与減額を免除するため、この規則案を提出いたします。

2ページの参考資料、新旧対照表をご覧ください。改正内容はお示しのとおりで、区長部局の職員を対象とした特別区人事委員会規則の改正と同様の内容となっております。

では、1ページにお戻りいただき、付則をご覧ください。この規則は区長部局の職員と同様に、令和3年2月13日から適用します。

最後に、第18号、学校職員服務取扱規程の一部改正について、ご説明いたします。

議案書の4ページ、説明欄をご覧ください。幼稚園教育職員の履歴事項の異動に関する規定を整備するとともに、幼稚園教育職員の出勤記録を、ICカードを用いたタイムレコーダーによる管理とするほか、ハラスメントの禁止に関する規定を整備するため、この訓令案を提出いたします。

5ページの参考資料、新旧対照表をご覧ください。第4条では、履歴事項のうち、本籍について、区長部局と同様に、都道府県名を記載することといたします。

第5条及び第7条は、幼稚園教育職員の出勤記録をタイムレコーダーによる管理とすることに伴う改正です。4月以降、幼稚園教育職員の職員証の様式を変更するとともに、ICカードとし、区長部局と同様に出勤時の打刻に利用します。

第10条では、これまでのいわゆるセクハラ及びパワハラの禁止に加え、マタハラや介護に関するハラスメントに関する規定を追加します。また、パワハラに関する規定については、昨年中に国や都がパワハラに関する規程を整備したことに伴い、区長部局と同様に文言の整理を行います。

第12条第3項では、出張復命書について様式を定めておりましたが、区長部局での廃止に合わせ、様式を廃止するものです。

次ページ以降は、様式の改正で、お示しのとおりです。

では、4ページにお戻りいただき、付則をご覧ください。この規則は令和3年4月1日から施行します。

以上、第16号議案から第18号議案までご説明いたしました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

ご説明ありがとうございます。3件の議案について、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。3件の議案に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第16号議案、第17号議案及び第18号議案は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、日程第7、第19号議案「東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園処務規程の一部改正」を議題に供します。子ども家庭支援センター所長から説明をお願いします。

子ども家庭支援センター所長

私からは、東京都北区立子ども発達支援センターさくらんぼ園処務規程の一部改正の説明をさせていただきます。

それでは、議案の2ページにお進みください。説明欄です。令和3年度の組織改正に伴いまして、所要の規定整備を行うため、この訓令案を提出いたします。子ども発達支援センターさくらんぼ園が北区立児童発達支援センターとなるものでございます。

新旧対照表、3ページにお進みください。ご覧のように、現行のさくらんぼ園、園長という表示が、改正後は児童発達支援センター、センター長という表示に置き換わるものでございます。

2ページにお戻りください。付則です。この訓令は令和3年4月1日から施行となります。

私からの説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。本件についてご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、第19号議案は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第8、第20号議案「東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について」を議題に供します。

教育政策課長から説明をお願いします。

教育政策課長

それでは、第20号議案、事務局職員（課長級以上）の人事についてです。

2ページをごらんください。

説明欄です。教育委員会事務局職員（課長級以上）の発令を行うため、本案を提出するものでございます。

お戻りいただいて、1ページです。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条の規定により、先のとおり発令されるよう推薦するものでございます。こちらにお示しのとおり、部長級職員と課長級職員の人事の発令をお示しさせていただいております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件について、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第20号議案は原案どおり承認することに決定いたします。次に、日程第9、第21号議案「東京都北区立滝野川北保育園の指定管理者の指定について」を議題に供します。保育課長から説明をお願いします。

保育課長 保育課長でございます。私からは、第21号議案「東京都北区立滝野川北保育園の指定管理者の指定について」ご説明いたします。

資料1枚おめくりいただきまして、中央の説明欄でございますが、本議案は北区立滝野川北保育園の指定管理者を指定するもので、2月9日開催の教育委員会定例会においてご審議いただき、先日行われました第1回北区議会定例会において、議決をいただきましたので、改めて教育委員会の皆様のご承認をお願いするものでございます。

指定管理者の名称は社会福祉法人つばみ会で、指定期間は令和4年4月から令和9年3月までの5か年でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

清正教育長 ご説明ありがとうございました。本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長	<p>ご異議ないと認め、第21号議案は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、報告事項に移ります。日程第10、報告第18号「北区特別支援教育評価委員会における検討結果について」教育総合相談センター所長から説明をお願いします。</p>
教育総合相談センター所長	<p>では、北区特別支援教育評価委員会における検討結果について、ご報告申し上げます。</p> <p>例年1月に対面で開催しているものですが、今年度は書面開催とさせていただきます。教育総合相談センターで委員の先生方からいただいたご意見を内容に反映させていただき、検討結果として取りまとめを行いました。</p> <p>資料をご覧ください。資料の3、検討結果の(1)ですが、第三次北区特別支援教育推進計画に掲げる事業の令和2年度進捗状況評価について、お示しをしております。</p> <p>田端中学校への巡回拠点、田端新設、王子桜中学校への自閉症・情緒障害特別支援学級の開設、堀船中学校への知的障害特別支援学級の開設のそれぞれの準備を行ってございます。また、知的障害特別支援学級の設置方針検討委員会を開催いたしまして、検討結果を取りまとめてございます。</p> <p>裏面にお進みをいただきまして、(2)令和3年度の主な取り組みのご予定でございますが、滝野川小学校の巡回拠点滝野川を分割いたしまして、令和4年4月に新たな巡回拠点を設置する準備を進めてまいります。それから、言語障害型、難聴通級指導学級に関する調査研究では、一部の小学校で実施をしている読み書きに困難を要する児童の早期発見のためのスクリーニング検査、RAN検査につきまして、令和2年度はコロナ禍で実施をしなかったということですが、令和3年度は、一昨年を引き続き、スクリーニング検査の実施の検討を行ってまいります。スクールソーシャルワーカーにつきましては、活用ガイドラインを用いまして、派遣申請の方法等について、学校への周知をさらに進めてまいりたいと思います。また、スクールカウンセラーにつきましては、オンライン相談の導入について、検討を進めてまいります。</p> <p>5番の今後の予定でございます。現行の第三次計画の期間が令和4年度までとなっておりますので、令和3年度、令和4年度の2か年にわたりまして、第四次計画の策定委員会を開催させていただく予定でございます。</p> <p>別紙資料の1から5までにつきましては、後ほどご覧いただければと思います。雑駁ではございますが、説明は以上です。</p>
	<p>説明ありがとうございました。本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。</p>
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	ご報告ありがとうございました。今のご報告の中にもありましたし、その後の資料に

も細かく出ていたのですが、スクールソーシャルワーカーのあり方については、恐らく学校は早急に対応が必要、スクールソーシャルワーカーさんはじっくり関係性を築きながら対応するといったような意識の差などもあって、なかなか難しいことだというふうには思うのですが、今後のスクールソーシャルワーカーさんの地域の担当を変えていくということのほかに、具体的な研修内容というのはどんなようなことを想定されているのか、分かる範囲で教えていただきたいことが一点ございます。

それから、新規採用教員等への特別支援に対する研修が、年1回ということが資料の中にございましたけれども、このあたりについても、区全体としては年1回であっても、例えば、特別支援学級の設置校に出向いて、実際に見聞きするなどの具体的な研修の場をさらに設けていくなど、設置校ではない学校に配置された教員も、そういった意識を高めるような場を設ける必要がさらにあるのではないかと考えております。

3点目、最後ですけれども、特別支援学校に通っているお子さんとの副籍交流、なかなか本当に難しいことだと思うのですけれども、盛んに行われている学校とそうではない学校の差も出てきている部分もあるかと思えます。このあたりについて、例えば親の送迎会の補助というか、フォローというか、そういったようなことの具体的な何かご意見が上がっていたかどうか教えてください。以上です。

清正教育長

3点について、コメントできる点があったら、よろしく申し上げます。

教育総合相談センター
所長

スクールソーシャルワーカーの研修の内容でございます。年4回程度、スクールソーシャルワーカー専門の大学教授をお呼びして、事例検討など詳細に研修をしていただいております。また、事例検討の中でスーパーバイズをしていただいている方に、内容が充実している検討会を、年4回程度、毎年実施をしております。

それから、新規採用教員への研修というところでは、特別支援学級に新たに携わる教員の方に対しては、教育総合相談センターに来ていただいて、こちらの心理士とも個別に検証するという機会がございます。新規採用の教員全体に対する特別支援教育の研修の機会といったところについては、検討を進めていきたいと思っております。

また、3点目の副籍交流につきましては、令和2年度はコロナ禍というところで、実施が難しかったと各学校や特別支援学校からも伺っております。以前から、保護者の送迎があるので、なかなか副籍交流ができなかったといったお話は伺っているのですけれども、その課題に対する有効な手立ては、まだ見つかっていないところでございます。保護者からも、それ以上の特段の意見はなかったと認識しているところでございます。以上です。

清正教育長

よろしいですか。

それでは、ほかに質問等ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第11、報告第19号「後援・共催事業に関する報告」について、教育政策課長から説明をお願いします。

教育政策課長

それでは、後援・共催に関する報告でございます。

1枚おめくりをお願いいたします。今回、名義使用を承認した旨の報告、合計6件ございます。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。

1件目でございます。「音楽の絵本 フェアリーテール」文化振興財団理事長でございます。

2件目「子どもかがやき文化芸術劇場」お示しの五つの事業でございます。同じく文化振興財団理事長でございます。

2ページでございます。3件目でございます。「文化芸術の卵育成事業」同じく文化振興財団理事長です。

4件目「北区文化芸術祭」同じく文化振興財団理事長でございます。

5件目「JOCスポーツアカデミー事業/JOCエリートアカデミー」日本オリンピック委員会会長でございます。

6件目「第45回わんぱく相撲 北区大会」同実行委員会大会会長でございます。

事業実績報告につきましては、4件お示しをさせていただきました。

以上、報告とさせていただきます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件について、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和3年第3回教育委員会臨時会を閉会いたします。